

【資料4】

市民協働推進会議協働事業選定・評価部会 市民協働・共創促進事業（官民連携）採択者審査基準

| 審査項目 | 審査の視点 | 満点 |
|--------------------------|---|----|
| の 地 明 域 確 課 性 題 | 地域課題をデータ等により具体的に認識・分析し、市民や地域のニーズを的確に捉えているか。 | 10 |
| | 市単独では解決できない課題が明確に存在するか。 | |
| 共 創 の 必 要 性 | 市にとって協働・共創する意義があり、課題解決のために市が関わることがふさわしい事業か。 | 10 |
| | 団体と市との役割分担が明確かつ妥当なものであるか。 | |
| | 市では従来にはない解決策であると認められるか。 | |
| 公 益 性 | 特定の人の利益ではなく、不特定多数の市民の利益又は社会全体の利益に寄与するか。 | 10 |
| | 事業を共創することにより、具体的な成果を期待できるか。 | |
| | ロジックモデルの内容が妥当（実現可能性、ロジックに矛盾がないか）であるか。 | |
| 独 立 性 | 新しい視点と創意により組み立てられた事業か。 | 10 |
| | 事業の発展性や将来性が期待できるか。 | |
| | 市にとっても新たな取組であり、何らかのイノベーション創出につながるか。 | |
| 実 現 可 能 性 | 目標が明確で、達成が見込める（無理のない）計画となっているか。 | 10 |
| | 計画を実現できる体制（人材面・資金面）を有しているか。 | |
| | 提案書や提案説明で、事業のポイントや団体の熱意を的確に伝えられているか。 | |
| 妥 当 性 | 費用対効果の視点で、市の委託事業として妥当であるか。 | 10 |
| | 令和7年度中に緊急で実施すべき事由があると認められるか。 | |
| 合計 | | 60 |

2 採点基準

| 満点 | 特に良い | 良い | 普通 | やや劣る | 劣る | 評価対象外 |
|-----|-------|------|------|------|------|-------|
| 10点 | 10・9点 | 8・7点 | 6・5点 | 4・3点 | 2・1点 | 0点 |

※各審査員が「可」または「不可」を判定します。

一つの審査項目につき、10点満点の計60点とし、各審査員がそれぞれ採点を行います。全審査員の合計点を審査の点数とし、審査の点数が6割を超え、かつ「可」が過半数を超えることを審査通過にあたっての最低基準とします。